

社会福祉法人同仁学院
評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人同仁学院（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員及び役員の報酬)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会出席及び法人並びに施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席及び法人並びに施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が監事会出席及び法人並びに施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員等の旅費)

第4条 役員等が評議員会又は理事会の会議に出席したとき及び役員等が必要な業務従事又は研修会等に参加するために旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、交通機関利用料、宿泊費、会議等の負担金とし、別表2により支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等については、その都度、現金で支給又は支払うものとする。

2 報酬等の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申し出のあった額を控除して支給することができる。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は平成29年 6月17日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。
この規程は令和 3年 6月22日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

別表1

役職名	報 酬 額	
理事・監事	10,000円（源泉徴収後の金額）	日 額
評 議 員	10,000円（源泉徴収後の金額）	日 額
評議員選任・解任委員	10,000円（源泉徴収後の金額）	日 額
第三者委員	10,000円（源泉徴収後の金額）	日 額

別表2

旅 費	実 費
宿 泊 費（1泊につき）	15,000円以内
そ の 他	実 費